

●文中の「SC」はサービスセンターの略

## フードドライブを 開催します

「フードドライブ」とは、ご家庭から提供される食品を寄付する活動です。食べきれない食品(生鮮食品以外で賞味期限が1か月以上先の未開封のもの)がありましたら、市役所1階市民ホールまでお持ちください。日時▶7月28日(金)までの平日午前8時30分～午後5時15分

●問い合わせ 福祉総務課生活支援担当 ☎(888)5659

## 医療費の自己負担額が助成される福祉医療費受給者証の申請をしましょう

「子どもの福祉医療制度」「障がい児(者)の福祉医療制度」のいずれかに該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示することで、保険診療の自己負担分(1/3割)が助成されます。

### ◆申請と変更手続の窓口

①子どもの福祉医療制度は子ども総務課(市役所2階)

☎(888)5691

FAX(888)5693

②障がい児(者)の福祉医療制度は障がい福祉課(市役所1階)

☎(888)5663

FAX(888)5664

\*①②とも各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SCでも受け付けます。①は、市ホームページの「秋田市電子申請・届出サービス」から電子申請の手続きも可能です。

### ◆広報ID番号 1026535

「①子どもの福祉医療制度」のうち、ひとり親家庭等児童福祉医療制度については

### ◆広報ID番号 1026603

### ①子どもの福祉医療制度の対象



▼0歳(全員)：入院・通院医療費を全額助成します。所得確認あり

▼1～6歳(全員)：入院・通院医療費を助成します。所得確認あり

▼小・中学生・高校生等(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

：8月から制度を拡充し、中学生の所得制限を引き上げるとともに、高校生等まで対象を拡大します。入院・通院ともに所得制限あり

### \*お子さんが1歳以上で市(区町村)

民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただけます。0歳のお子さんは自己負担はありません。

\*自己負担は、医療機関(入院・通院それぞれ)や薬局ごとに月額

1千円が上限です。

### ▼ひとり親家庭、父母がいない家庭、父または母が重度の障がい

にある家庭(ひとり親家庭等児童福祉医療制度)：18歳までのお子さん(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)が対象です。所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人(※)になると該当しません

### ②障がい児(者)の福祉医療制度の対象



### ▼重度心身障がい児(者)

身体障害者手帳1～3級か療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人(※)は所得制限あり

### ▼高齢身体障がい者

65歳以上で身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた。所得制限あり。社会保険本人(※)は該当しません

※Ⅱ秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと

### ◆福祉医療費受給者証の更新に必要な書類をお送りしています

福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。次のとおり該当するかたに、それぞれ届出書をお送りしています。

届出書を期限までに提出した場合、7月下旬に支給判定結果をお

知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封します)。

### ▼該当する内容と送付した書類

「子ども福祉医療制度」に該当し、所得確認が必要なかた  
↓ 税情報等確認届  
「ひとり親家庭等」のかた ↓ 現況届  
「障がい児(者)」のかた  
↓ 更新申請書

### ◆新規申請を受け付けます

新たに受給者証を申請する場合は、「子ども福祉医療制度」が7月3日(月)から、それ以外のかたは7月10日(月)から、上記の子ども総務課または障がい福祉課で受け付けます。

\*8月からの制度拡充に伴い、現在医療費助成を受けていない対象年齢(中学生・高校生等)のお子さんがいる世帯には5月下旬に申請書をお送りしました。申請書を期限までに提出したかたには、7月下旬に支給判定結果をお知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封します)。また、令和5年5月25日以降に秋田市へ転入の手続きをされたかたには、申請書が郵送されていないため、窓口で手続きが必要です。

\*令和4年度に所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、申請により今年度は該当する場合があります。



300,898人(-121)…男▶142,153人(-74) 女▶158,745人(-47)

1年前の人口▶303,821人

5月分…出生▶135人 死亡▶364人 転入▶538人 転出▶430人

世帯数▶139,078(+40)

生活保護を申請したいかたへ



生活保護申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

●問い合わせ 保護第一課 第二課  
☎(888)5669・5670  
Eメール ro-wfas@city.akita.lg.jp

社会福祉法人利用者負担軽減確認の申請を

市に申し出があった社会福祉法人が提供している在宅・施設の介護サービスの利用料が軽減される「社会福祉法人利用者負担軽減確認」の申請を受け付けています。

なお、現在、「確認証」をお持ちのかたは、7月31日(月)で期限が切れますので再度申請が必要です。

対象▶①～⑥の要件をすべて満たし、収入や世帯状況、利用者負担などを勘案し、生計が困難であると市が認められたかた。軽減割合は、利用者負担額の25%老齢福祉年金受給者は50%です。

①世帯全員が市民税非課税  
②年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えることに50万円を加算)以下

③ 預貯金などの額が、単身世帯で350万円(世帯員が1人増えることに100万円を加算)以下

④ 日常生活に供する資産(住居など)以外に活用できる資産がない  
⑤ 負担能力のある親族などに扶養されていない(所得税や市町村民税の扶養控除対象者となっていないこと)

⑥ 介護保険料を滞納していない

※ 介護予防サービス費を含む

在宅サービス：訪問介護、通所介護および地域密着型通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ) (※)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防・日常生活支援総合事業

施設サービス：介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

\* 生活保護を受給しているかたの場合、在宅サービスの短期入所生活介護(※)と施設サービスの介護老人福祉施設および地域密着型介護老人福祉施設利用が対象となり、居住費(滞在費)の全額を軽減します。

申請方法▶介護保険課(市役所2階)にある申請書(市ホームページからダウンロード可)、課税状況の調

査への同意書(世帯全員の同意と自署が必要)、収入状況等申告書に必要事項を書いて、収入・資産・預貯金・扶養状況を確認できる書類と一緒に同課へ提出してください。

◆ 広報ID番号 1004799  
● 問い合わせ 介護保険課 ☎(888)5674

危険ブロック塀などの倒壊を防ぎましょう



ブロックや石などで造られた塀は、年数とともに老朽化し、ひび割れたり欠けたりするほか、傾斜などが生じます。倒壊被害を未然に防ぐため、日頃から点検を行い、異常がある場合は、補強工事や撤去などの安全対策をお願いします。

点検には、市ホームページにある「ブロック塀の点検のチェックポイント」をご参照ください。

◆ 広報ID番号 1019572

危険ブロック塀などの除却費用の一部を補助します

小学校の通学路に面する危険ブロック塀などの除却工事に対し、費用の一部を補助します。詳しくは、市ホームページ(右記ID番号と同じ)でもご覧いただけます。

対象▶小学校の通学路に面する倒壊

の危険があると判断されたブロック塀などの所有者で、市税の滞納がないかたなど

補助金額▶除却工事費の3分の2(千円未満切り捨て、上限20万円)  
● 問い合わせ 建築指導課 ☎(888)5769

就職・退職したかたは国保の手続きが必要

国民健康保険(国保)に加入しているかたが社会保険に加入した場合は、脱退の届出が必要です。また、社会保険の資格を喪失した場合は、国保加入の届出が必要です。ただし、任意継続への加入や健康保険の扶養となった場合は除きます。

秋田市へ転入前に社会保険の資格を喪失したかた

前住所の市町村に国保加入の届出が必要です。前住所での手続き後、秋田市で国保加入の届出をしてください。

秋田市へ転入した後に社会保険の資格を喪失したかた

秋田市に国保加入の届出が必要ですが、スマートフォン申請でも手続きできます。下記コードからどうぞ。



国保異動届

● 問い合わせ 国保年金課 国保年金資格担当 ☎(888)5633